

## 気候変動対策分野課題対応能力強化支援業務

(公告/公示日：2020年8月6日／調達管理番号：20a00353) の質問に関し、以下の通り回答いたします。

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 16	(1) 気候変動に関連する特定課題調査	特定課題の選定にあたり、JICAとしての優先付けのクライテリアがあればご教示いただきたい。	各テーマについて、「今日的課題としての重要性」、「JICAの組織運営・事業実施との関連性」を踏まえて総合的に判断いたします。
2	P. 18	(4) Web Based Training 教材 (WBT 教材) 作成	JICA組織・事業における気候変動の主流化については、個別事業における気候変動対策の組込みという実務面よりは、もう少し広い視点で職員が気候変動対策と業務の関係性をより深く理解する点に重点を置くという理解で良いか。	ご理解の通りです。
3	P. 28	第4章 入札金額積算に当たっての留意事項	(1) 第4章入札金額積算に当たっての留意事項の別添に入札金額内訳書のフォーマットがあるが、これに消費税等10%を上乗せした金額が入札金額となるという理解でよいか。 (2) 同内訳書には管理費(管理費率)、通信費等の諸経費を記載する箇所がないが、これらは報酬単価(広報パンフは一式)にそれらを含めるという理解でよいか。 (3) 下見積もりの提出もこの様式を使ってよいか。	(1) 入札金額は、消費税抜きの額となります。契約は消費税込みで行います。 (2) ご理解の通りです。 (3) 問題ありません。
4	P. 3	5. 競争参加資格 (3) 共同企業体、再委託について	業務従事者に補強団員を含めることは認められるか。	本契約における業務従事者には、「補強団員」という制限はなく、他社からの従事者の配置も可としています。
5	P. 4	5. 競争参加資格 (4) 利益相反の排除	「本契約の契約相手先(受注者)に対しては、本契約の契約履行期間中、発注者が公示・公告する契約のうち、以下の全ての要件に該当する契約への競争参加を認めません。 ・ コンサルタント等契約のうち「業務実施契約」 ・ 技術協力プロジェクトの実施に関する業務であるもの ・ 業務内容が「SHEP」に関するもの  とあるが、本契約履行期間中(現時点では2020年11月～2022年3月)に、本業務を受注した法人・団体に属する全ての職員が上記に該当する契約への競争参加を認められないという事か、それとも、本業務の業務従事者以外の職員であれば、該当する契約への競争参加は認められるのか。 本件は、共同企業体も同様の扱いとなるか。 また補強団員が含まれる場合は、その従事者個人が同様の扱いとなるのか。	大変失礼しました。利益相反の排除については、以下のとおり修正し、質問回答と同時に入札説明書の当該箇所を変更します。なお、本件については、先に行われた業務はありません。 (4) 利益相反の排除 先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。
6		その他	本業務で想定する主たる勤務先はどこか(従事する職員が所属する法人・団体の事務所か、或いはJICA本部か等)。また、新型コロナウイルス対策に鑑み、テレワークなどの想定はあるか。	受注者の事務所(あるいは、受注者が在宅勤務制度を導入している場合、在宅勤務も可)を主たる勤務先とし、打ち合わせの際に必要なに応じてJICA麹町本部にお越しいただく想定です。なお新型コロナウイルス対策として、打ち合わせも必要に応じてオンラインで実施いたします。

### JICAからのお知らせ

入札説明書を変更していますので、ご確認ください。